

報 告 第 3 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年9月8日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 1 6 号

損害賠償の額の決定について

公用車の交通事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成28年9月1日

新居浜市長 石 川 勝 行

1 損害賠償の額 11万6,143円

2 損害賠償の相手方 (省 略)

3 事故の概要

平成28年7月20日午前11時40分頃、下泉町一丁目5番57号地先路上において、公用車が進行方向転換のため後進した際、相手方車庫用シャッターに接触し、損傷させた。